

# 水 井 戸 の 話

②3

水 争 い

村 下 敏 夫

「お客さんのご職業は」

「水商売ですよ」

「ご冗談でしょう……でもどちらの方ですか。 お料理屋かそれとも……」

いきなり人から職業を聞かれたときには 水商売と答えることにしている。 むずかしい仕事のようにうまく説明するのは面倒だし 気軽に話し合うためにもまずこう答えておいた方がよいからだ。 それにしても 水商売といえば 普通の人はあまりいい印象をもっていないようだ。 だいたい水に関する成句にいいものは少ない。

広辞苑(新村 出編)で水のところをあけると 「水にする 水に流す 水になる 水をさす 水を向ける 水臭い」などと破談や喧嘩の仲裁にぴったりするようなものが多い。 地下水のことでよく相談にこられた方から前記のような成句のほかにも 水揚げ 水かけ論 水虫などをあげて「水にはろくなことばがありませんね」というお話がでたので 「水際立つ みずみず(瑞瑞)し」というのもあるからお忘れなく といってお笑いしたことがあった。

そのなかでも もっとも深刻なことばは かんがい用水に多い「水争い」ではなからうか。 子供の頃 日照りがつづき かんがい用水が極度に減少して 水路から水を引くのに大人たちが血まなこになって走り回っていたのを想い出す。 夜はちょうちんをさげて 水田に取り入れる堰の高さがこわされないように 水路の番や見回りが幾日もつづいていた。 昨年とはとくに日照りが長く続いたので かんがい用水の取り合いで血を見た事件もあったようだ。 また新興住宅地にある一つの井戸をめぐって 近所同士のいざこざもあり 水を求めて「湯水疎開」が行なわれたり もっとひどくなると 井戸水を盗まれないように 夜中には厳重にふたをしておいたなどという話も聞かされた。

ない。 かんがい用水のように昔から流水を慣習として使用しているときには その水がたとえ他人の所有地から湧出する流水であっても 「其田地所有者ニ流水使用权ヲ生ジ水源地ノ所有者ト雖モ之ヲ侵スコトヲ得ズ」(大正6年2月6日 大判) というように 慣行水利権が認められている。 藩政時代には 領主が勢力保持のために農業政策に力を注ぎ 他の土地からの引水は 勢力次第で十分にできたのであろう。 例としては あまりいいものではないかも知れないが 長野県の八ヶ岳西山麓を流れる滝湯川や柳川には かんがい用の取入口——たとえば 滝湯川には大河原堰・滝ノ湯川堰・柳川には一ノ瀬堰・坪ノ葉堰・三ヶ村堰などがあって その水は下流の田地に利用されるのではなく 山越え谷越えてまったく別の流域の集落で使用されている。 その理由としては 水量の多い河川が限られていること 酸性の河川があつてかんがい用に不向きであること などが挙げられよう。 これらの水路は 利益を受ける集落の財産であるから 水路の途中にある集落には一滴の水をも分けることは許されない。 また水路の要所には 水量を目測するための水位標があつて 水番はその目盛りをみて上流側での盗水を監視するという。 昨年のような日照りがあつたときには 水路の水を盗むこともおこつたであらう。 この地方に伝わる水争いの歴史は そのまま農民の歴史につながるような気がする。

瀬戸内海は雨の少ない地方であるから 大きな河川がないところでは 溜池によってかんがい用水を支えている。 香川県はその代表的なところで 吉野川から分水される香川用水が讃岐平野をうるおすまでは 溜池のお世話になるであらう。 私は高松のある旧家の方から 古い時代の溜池の築造 天災 飢餓に関する記録をみせていただいた。 いまでも ときどき起こる水争いの調停には これらの古文書が唯一の物的証拠となるらしい。 また水が不足してくると 山の方で溜池を管理している水利組合へ水を分けてもらうために贈り物をする。 そこに近い組合はお酒ぐらいですむが 下流の方へいくにしたがつて その内容もだんだん豪華になって 鯛などの品々が贈られるようになるという。

ところで 地下水の権利は 地表水とは違って 土地の所有者にある。 このことは 民法第206号の「所有権の内容」 第207条の「土地所有権の範囲」で明記されている。

第206条 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス

河川水を利用する場合には 水利権を得なければなら

第207条 土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ

この条文によると 水が土地の構成部分をなしているかぎりその土地の所有者は 任意に水の使用および処分をすることができる というのが大原則である。地下水は 土地の一部をなすものであるから 井戸を掘ってこれを利用することができるのである。

水争いは かんがい用水だけでなく 井戸水の場合にもつきものである。井戸水をめぐる訴訟は数多いが つぎにあげる上記の条項に基づく裁判所の判例は 静岡県におられた青島健雄さんが苦心して収集されたものである。

〔権利濫用となるとされた例〕

- (1) 土地の所有者がその土地に数個の掘りぬき井戸を掘さくしてその地中の水を噴出させたため その隣地の所有者に損害を及ぼした場合に もしその掘さく行為が社会観念上適当な権利行使の範囲を逸脱した場合には権利濫用となる (昭和10年10月28日東民地9判 昭和9年(ワ)803号新聞3913号5頁)。
- (2) 地下水の利用は土地所有者にあたえられた権利であるが その権利行使は他人の有する地下水の利用権を不当に侵害しない限度に限られるべきで その侵害の程度が故意または過失により社会観念上被害者が受忍する相当程度を越えたときは「権利の濫用として不法行為が成立する (昭和13年2月24日東控民5判 昭和10年(ネ)1247号 新聞4262号12頁)。

〔土地所有権のおよぶ範囲の例〕

- (1) 地下に浸潤した水の使用権はその土地の所有権に付随して存するもので その土地所有者は自己の所有権行使上自由にその水を使用することができるが したがって地下浸潤の水を隣地または近傍地の所有者が幾年間利用してきた慣行があるとしても地役権を生じない。(大審明治29年3月27日民1判 明治28年407号 民録2集3巻111頁)
- (2) 法令または慣習等による制限がないかぎり 他の土地の湧水を害することを理由に ある土地の所有者がその地を掘って温泉を湧出することを禁止することはできない。(大審明治38年12月20日民2判 明治38年(オ)540号 民録11集1702頁 民抄録27巻5708頁)
- (3) 土地の所有者はその地下に浸潤した水を自由に使用することができるが いったん隣地に浸透した以上は その使用を拒否することができない。(大正5年9月11日神戸地民1判 大正5年(ワ)78号 新聞1204号 31頁 判例2巻民事22頁)
- (4) 土地所有者はとくに地方の慣習に反しないかぎり 所有地内に井を掘り湧出する水を必要に応じて使用することができる。(大正10年8月9日宇都宮地判 大正9年(ワ)58号 評論11巻 民法1349頁)

- (5) 同趣旨 土地所有者はとくに地方の慣習に反しないかぎり 所有地内に井を掘り湧出する水を必要に応じて使用することができる。(大審昭和4年6月1日民4判 昭和4年(オ)218号 評論18巻 民法951頁)
- (6) 土地を使用処分することのできる者は 水(井戸水)を自由に使用することができるが その権利の行使も適當の範圍にとどめねばならない。(昭和5年7月4日東地民4判 昭和2年(ワ)1199号 評論19巻 民法1377頁)
- (7) 土地の所有者は他人の権利を侵害しない限度内でのみ その所有地を掘さくして地下水を利用しうる権利を有する。(大審昭和13年6月28日民2判 昭和13年(オ)456号 新聞4301号 12頁)
- (8) 土地の所有者はその所有権の効力として その所有地を掘さくして地下水を湧出させて使用することができ たとえ そのために水脈を同じくする他の土地の湧水に影響をおよぼしても その土地の所有者は前者の地下水の使用を妨げることとはできない。(大審昭和13年7月11日民1判 昭和13年(オ)550号 新聞4306号 17頁)

この判例にみられるような地下水に関する訴訟は いまも絶えない。地下水のコンサルタントとして活躍しておられる岡田静雄さんのお話によると 新設の井戸をめぐって施主と業者との間で争ったことがあり 一つの争点として興味あることは 砂が出る井戸は井戸として認められるかという点であったという。砂を大量に含んだ水は砂ごしをしなければ使用に耐えないから 施主の方はこんな井戸を注文したおぼえはないというし 井戸業者の方にもそれなりの言い分がある。外国では井戸の仕様書に 砂の含有量が明記されている場合があると聞いている。水井戸は地下水を採取する井戸であるから 清澄な水だけが出るようにあってほしい。この訴訟は 岡田さんの仲介で和解が成立したが もし裁判所の判例がでたとしたら あとあとたいへんであったろう。

水争いは 当時者がカッカしているから あえて水をさすような行為はさけ また仲介の労を水にすることなく きれいさっぱりと水に流してしまいたいものである。

(筆者は応用地質部)

人事異動

蔵田延男応用地質部長の退職にともない 次のとおり 人事異動が行なわれた

中村 久由 地質調査所応用地質部長 (旧 応用地質部 環境地質課長)

大和栄次郎 応用地質部 環境地質課長 (旧 応用地質部主任研究官)

河内 英幸 技術部 試験課長 (旧技術部試験課主任研究官)

以上 昭和43年3月1日付

工業技術院